

2015年度一般社団法人ぎふ権利擁護センター
事業報告書

1. 成年後見人等の受任

専門職が担う法人後見受任団体として、今年度は大幅に受任件数を増やしている。受任件数の増加比較は以下のとおりである。山縣市、笠松町の市長・町長申立では、候補者として行政からの依頼があり引き受けている。当センターは候補者とならない限り、受任することはないため、すべてのケースが申立人からの依頼を受けて候補者となり、家庭裁判所の選任を受けていることとなっている。

受任件数が増え、被後見人等の自宅等への訪問回数が増えているため、法人の体制整備が急務となっている。訪問し本人の状態を把握することが、本人の意思の尊重につなげるために必須であると考えているため、月1～2回を全ケースで行っている。本年度末に非常勤の社会福祉士、事務職員を採用し、体制の強化に努めている。今後も、受任件数が増加することが考えられるため、必要な体制を整えていく。

支援においては、常勤・非常勤社会福祉士が実務の中心を担っている。支援の方針等に悩む場合に、弁護士や社会保険労務士、社会福祉士等の法人内専門職と連携し対応を進めている。

成年後見受任にあたり、全国権利擁護支援ネットワーク加入団体のための法人後見人賠償責任保険に加入している。

【受任件数の推移】

平成 27 年 4 月時点		平成 28 年 3 月末時点	
類型	件数	類型	件数
後 見	6	後 見	13
保 佐	4	保 佐	5
補 助	1	補 助	2
任意後見・委任契約等	5	任意後見・委任契約等	6
合 計	16	合 計	26

【支援回数の概況】

内 容	後 見	保 佐	補 助	任意後見・委任契約等
訪 問 自宅・施設・役所・銀行等	608	213	40	269
電 話 等	305	108	27	252

2. 権利擁護に関する相談

年間を通じて新規相談が 148 件あった。相談は、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、病院、福祉施設、本人や家族から寄せられている。ほとんどが成年後見制度に関するものであった。なかには専門職の支援困難事例が寄せられることもあった。

後見等の申立を行ってほしいという依頼も少なくなかったが、申立の手続きについては弁護士や司法書士につなぐ役割を担った。本年度は、弁護士に 6 件、司法書士に 1 件紹介している。相談の中で候補者として依頼されることが少なくなかった。しかし、内容や距離的な問題からすべてを引き受けることはできなかった。

各相談員が、支援の間に専門職からの質問に受けることがある。そのために、件数は把握できないが、気軽に専門職からの相談を受ける役割を果たしている。

平成 27 年度相談件数【新規】の推移

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	13件	10件	21件	6件	18件	15件	6件	13件	1件	10件	13件	22件	148件

3. 権利擁護に関する研修

山県市、関市、岐阜県社会福祉協議会、岐阜市民病院、NPO法人ナルク岐阜等の主催する権利擁護や成年後見制度に関する研修の講師を派遣した。

また、各地域包括支援センターが主催する地域ケア会議にもオブザーバーとして参加した。地域ケア会議において、成年後見制度の利用が見込まれる際には市長申立につなげるようなケースがあった。

毎月 1 回、第 3 木曜日に山県市高富中央公民館で権利擁護や成年後見制度に関する勉強会を行った。ぱあとなあ岐阜岐阜地区と共同で開催し、毎回 1 2 名程度のメンバー（地域包括支援センター、社会福祉協議会職員等専門職、ぱあとなあ岐阜会員）で行っている。

岐阜家庭裁判所が主催する連絡協議会に出席し、関係機関との協議を行っている。

4. その他

- ・当センターを多くの方に知っていただくために、ホームページを開設した。

URL : gifu-advocacy.org

- ・全国権利擁護支援ネットワーク加入団体。岐阜県では東濃成年後見センターと当センターの 2 団体が加入している。

URL : asnet-japan.net